

### 陳述書（3）

原告 梶田 敦

被告の気象学会により機関誌に掲載を拒否された近藤邦明氏と私との共著論文(甲4号証、以下、本論文と言います)と基本的に同一内容の論文が、物理学会の学会誌に掲載されることになりましたので、これについて陳述いたします。

1、私の陳述書(甲1号証)の4頁以下で述べましたように、キーリングの発見した「CO<sub>2</sub> の変化に先行する気温の変化」の説には長期的効果を除いて分析するという欠点がありました。そこで、2006年に近藤邦明氏は長期的効果を除くことなく、このキーリングの図を作りなおし、気温がCO<sub>2</sub>濃度に先行することを示しました(本論文の第4図)。私はこの近藤氏の図を用いて、2007年に解説記事「CO<sub>2</sub>を削減すれば温暖化を防げるのか」を物理学会誌に発表しました(日本物理学会誌 第62巻(2007年)p115-117)。

これに対して、同年、阿部修治氏が反論を書きましたので(日本物理学会誌 第62巻(2007年)p563 「CO<sub>2</sub>増加は自然現象だろうか」)、直ちに私はこの反論に対する回答論文を物理学会誌に提出しました。しかし、編集委員会は、私の回答論文を採用しませんでした。そこで、これを巡って、編集委員会と私の間で議論となりました。

1年以上経過した2008年10月、物理学会誌編集委員長住吉孝行氏と次期編集委員長栗原進氏は私と面談のうえ、私に「この論文を字数を増やして書き直したものを探用する。そして反論者を探してやはり論文を書いてもらい、同時掲載とする」と述べました。

そこで私は、論文「原因は気温高、CO<sub>2</sub>濃度増は結果」を書き、物理学会誌に提出しました(甲29号証)。この論文は、被告の機関誌に掲載を拒否されて本件裁判で争うことになりました近藤邦明氏と私との共著論文(甲4号証、本論文)を物理学者向けに解説する形で書いたものです。すなわち、このふたつの論文は、どちらも、公表された測定結果を用いて私と近藤邦明氏が数値解析して発見したふたつの重要な事実、①気温がCO<sub>2</sub>濃度の年增加率を決める(甲4号証、第5図)、および②2000年までの30年間平均気温はCO<sub>2</sub>濃度が増えない温度よりも0.6度高いこと(同、第6号証)を基本として、気象学者向けに書いたものが本論文「大気中のCO<sub>2</sub>濃度増は自然現象であった 1.その原因是気温高である」(甲4号証)で、物理学者向けに書いたものが「原因は気温高、CO<sub>2</sub>濃度は結果」(甲29号証)です。したがって、両者に本質的な違いはありません。

反論者に選ばれた前記の阿部修治氏も論文を書き提出しました。両論文は編

集委員会が選定した査読者によりそれぞれ論文審査が行われ、2009年8月5日には、私の投稿論文（甲29号証）について掲載号は決定次第お知らせするので、今しばらく時間がほしい旨の通知が、つまり掲載が決まりました（甲30号証）。

もっとも、同時掲載する阿部氏の最終原稿が2009年9月になっても未提出であるため、編集委員会はこれを待って掲載号を決定することと、現在、待機中となっています（掲載時期に関する私と編集委員会との往復書簡（甲31号証）参照）。

2、以上述べました通り、今回、私の投稿論文（甲29号証）が物理学会の学会誌での掲載が認められたということは、この投稿論文が物理学会では科学的論文と認められたことを意味します。そうだとしますと、この投稿論文と基本的に同一内容である本論文も科学的論文と認められるでしょう。したがって、科学的論文と認められる本論文を気象学会編集委員会が「論文として掲載するには適さない」として機関誌への掲載を拒否したこと（甲10号証）や、気象学会講演企画委員会が「ご発表は学術的講演ではない」として大会での講演を拒否したこと（甲18号証）はいずれもまったく不合理なことと言わざるを得ません。

なお、人によっては、本論文（甲4号証）と基本的に同一内容のものが物理学会誌に掲載されれば、被告気象学会は本論文を掲載しなくてもよいのではないかと考えるかも知れません。しかし、物理学会誌に掲載される予定の論文（甲29号証）は、本論文を原論文として、物理学者向けに關係するその他の記述を加えて解説した論文です。両者はもともと読者対象が異なるもので、私どもの発見した「CO<sub>2</sub>が増えたから温暖化したのではなく、温暖化したからCO<sub>2</sub>が増えた」という事実を被告気象学会に所属する気象学者に示すことは依然極めて有意義なことであり、その意味で、依然、被告の機関誌に掲載する意義を有するものです。

以上、陳述いたします。

2009年10月11日

植田 敦  


東京地方裁判所民事第44部 殿